

日本独文学会京都支部 ハラスメント防止宣言

日本独文学会京都支部（以下：「本会」とする）では、すべての報告者及び参加者が互いに敬意を持ち、自由に意見を交わし、議論ができるような環境を整えることを目標としております。そのため、本会が主催、共催するすべての研究発表会、シンポジウム、講演会等において、どのような形態であれ、報告者及び参加者に対する違法行為、ハラスメント行為を容認しません。

ここでいうハラスメントとは、個人の属性、身体的特徴、人格等に関する言動などによって相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷つけること、また、威圧的・高压的な言動や行動、SNSを含むあらゆる媒体による誹謗中傷も含みます。

違法行為、ハラスメントの該当例

- ・身体的暴力、加害行為
- ・物を叩いたり、物を壁や床にぶつけたり、物を意図的に毀損させることにより相手に恐怖心を与える行為
- ・性別、年齢、国籍、人種、宗教、性的指向、障害の有無等を理由に差別的な言動をする行為
- ・大声、怒声により相手に恐怖心を与える行為
- ・個人的背景に関わる事柄について非難、否定することにより相手に不快感や不利益を与える行為
- ・正当な理由なく研究対象や研究分野を否定したり貶めたりすることで相手に不快感や不利益を与える行為
- ・能力を否定することで相手に不快感や不利益を与える行為
- ・虚偽の噂を流したり、怪文書を配ったり、SNSで虚偽の情報や意図的に不利益、不快感を与える情報を流布したりする行為
- ・性的な意図を持って一方的に注目したり、不必要に身体的接触をしたりすることで相手に不快感を与える行為
- ・プライベートな事柄をしつこく聞き、強引に勝手なアドバイスをする行為
- ・上記の行為を奨励、擁護、無視する行為

該当案件が発生した場合、支部委員会にて具体的な対応を協議します。

皆様のご協力をお願いします。